

(新)水銀規制に関する条約制定推進事業

67百万円(0百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

平成21年2月に開催された国連環境計画(UNEP)第25回管理理事会では、国際的な水銀規制に関する条約の制定に向けて、政府間交渉委員会(INC)を設置して交渉を開始し、平成25年までに条約の制定を目指すことが合意された。

水俣病経験国である我が国は、平成22年5月に開催された水俣病犠牲者慰霊式において、(1)同条約の制定に積極的に貢献すること、(2)平成23年1月に第2回政府間交渉委員会(INC2)を我が国で開催すること、(3)条約の採択と署名を行うために平成25年頃開催される外交会議を我が国に招致して、同条約を「水俣条約」と命名したい、との意向を総理大臣が表明済みである。

これを受けて本事業では、(1)条約交渉を円滑に進めるため、条約交渉の事務局を務めるUNEPに資金の拠出を行うとともに、(2)発展途上国等において水銀管理能力強化のための適切な技術と対策(BAT(利用可能な最良の技術)、BEP(環境のための最良の慣行))を普及させることにより、「水俣条約」の実現に向けて、国際的な議論の推進及び途上国等における気運の醸成を図る。

2. 事業計画

政府間交渉委員会における条約交渉が平成25年2月まで予定され、その結果を受けて条約を採択する外交会議が平成25年秋に予定されていることから、本事業は平成24年度までの2年間の実施を計画している。

3. 施策の効果

条約交渉の進展に積極的に貢献することにより、「水俣条約」の実現、条約の内容への我が国の主張の反映、国際的な水銀対策の進展が期待される。

水銀規制に関する条約制定推進事業

背景

平成14年12月 国連環境計画(UNEP)による世界水銀アセスメントの公表
平成21年 2月 UNEP第25回管理理事会において、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書(条約)を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会(INC)を設置して平成22年に交渉を開始し、平成25年までの取りまとめを目指すことに合意

緊急性

- ・ 本年5月の総理発言(水俣病犠牲者慰霊式)
水俣病経験国として、水銀条約の制定に向けて積極的に貢献したい
- ・ 条約の採択と署名を行う外交会議(平成25年開催予定)を招致し、「水俣条約」と名付けたい

「水俣条約」実現に向けて、国際的な水銀管理の自主的取り組み(UNEP水銀パートナーシップ)への積極的貢献も必要

交渉スケジュール

平成22年 6月 INC 1(ストックホルム)
平成23年 1月 INC 2(日本開催(千葉市))
10月 INC 3(ブルキナファソが立候補)
平成24年 6月 INC 4(ウルグアイが立候補)
平成25年 2月 INC 5(スイスとブラジルが立候補)
2月 UNEP第27回管理理事会に検討結果を報告
秋 外交会議
日本への招致及び条約の「水俣条約」命名を提案中

我が国の国際的取組

- ・ 水俣病経験国として、我が国の知見・経験、及び対策技術を国際的に共有し、水銀によるリスク低減に貢献。
- ・ 条約交渉においてアジア・太平洋地域コーディネーターとして域内取りまとめ。
- ・ UNEP水銀パートナーシップにも積極的に貢献。

平成23年度要求の概要

水銀条約制定のための拠出金

(UNEPへの拠出)

水銀管理能力強化のための技術指針(BAT/BEP)の途上国への普及

(自主的取組への貢献)